平成29年11月24日

第 105 回 遠野市農業委員会総会議事録

第105回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成29年11月14日

告 示 番 号 读野市農業委員会告示第14号

会議年月日 平成29年11月24日

会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室

出席委員 2番似田貝順一、3番鈴木重徳、4番佐々木義弘、5番奥寺晴夫、

6番 萩野一、7番 佐々木恵美子、8番 阿部儀信、10番 奥友康悦、

11番 菊池妙子、12番 山崎登久昭、13番 鬼原壽一、14番 佐々木敦緒、

15番 佐々木幸悦、16番 菊池由雄、18番 阿部正嗣、19番 小向幸子、

20番 鳥屋部静夫、21番 佐藤芳夫、23番 田中ナオ子、24番 濱田平八郎、

25番 綱木秀治、26番 多田和敏、28番 白岩正義、29番 菊池康祝、

30番 千葉勝義、31番 佐々木誠一

欠席委員 1番菅原一雄、9番菊池友吾、17番北湯口進、22番新田佐悦、

27番 古屋敷德夫

会議に出席した職員 事務局長 河野和浩

事務局次長兼

農業振興係長 菊 池 今 英

農地係長千葉芳治

本日の案件 第105回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の 報告について

議案第48号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について

議案第49号 農用地利用集積計画の決定について

議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定 について

議案第51号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

議案第52号 遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定について

協議第1号 平成29年度(後期)の家族経営協定の推進について

開会時刻 午後1時30分

議

定刻となりましたので総会を開催いたします。本日はお忙しい中お集まりをいただきありがとうございました。ただ今から総会を進めてまいりますが、開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を23番 田中ナオ子委員にお願いします。

委員

[「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略]

【会議成立宣言】

議 長

本日の出席委員は24名であります。定足数に達しましたので、第105回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。1番、菅原一雄委員、9番、菊池友吾委員、17番、北湯口進委員、22番、新田佐悦委員、27番、古屋敷徳夫委員の5名からは欠席の届出があり、21番、佐藤芳夫委員、25番、綱木秀治委員からは遅れる旨の届出、また4番、佐々木義弘委員からは15時30分途中退席の申出があり、これを了承しましたので報告します。

【会長報告】

議 長

続いて会長として出席しました会議等の内容について、報告いたします。

11月1日から2日、岩手県都市農業委員会会長会先進地視察研修会。会長11名が 出席いたしまして、青森県弘前市にて開催しております。特にも印象があったのはJ A南相馬村の活動でありました。リンゴが90%生産されております。

11月5日、農事組合法人遠野こがらせ農産、平成29年度「収穫感謝祭」。9時から12時半まで出席してまいりました。開催場所は遠野みらい創りカレッジです。

11月14日、友好都市交流事業に係る遠野市民交流団出発式。市役所とぴあ庁舎で9時から行われました。

11月17日から19日、遠野市農業委員会県外研修として熊本県菊池市と西米良村に行ってまいりました。会長外3名と事務職員1名で参加しております。現地の農業委員と情報交換会を行いまして、菊池氏の農業委員は10名出席しております。こちらとの違いは、事務局長の下に会長と課長がおりました。ざっくばらんに情報交換を行いまして、担い手、農地集積等については遠野とあまり変わりはないという部分が見受けられました。担い手に関しては、後を継承する方も出て来ていると前向きな発言もありました。農地集積については、集落は進んでいるが、中山間は手付かずの状況であるということでありました。遠野も同じだなと感じてまいりました。現在は旧法で動いておりまして11月27日までが旧法、その後新法へということで、遠野と同じように各地区での説明会等々という状況でございます。また、17、18、19日と神楽祭りがございまして神聖なものでございました。私も心を打たれました。内容的には市長はじめトップの方々が出迎えに来られまして、快い歓迎を受けました。後から言われましたが、来年の2月に遠野にお邪魔しますからと承ってきた次第でございます。良い研修となった次第でございました。

以上、私が出席しました4件でございます。

【事務事業経過報告】

議長

続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。

事務局長

お手元に遠野市農業委員会事務事業経過報告書を配布してございます。

10月31日、平成29年度上閉伊地方農業委員研修会、大槌町で開催されております。

11月1日から10日まで、平成29年度農地相談会を開催してございます。各地区センター等で開催してございまして、その結果につきましては資料として配布してございます。内容についてもその他の部分で説明いたします。

11月10日、平成29年度岩手県農業委員会大会。盛岡市で開催されました。この大会では、活動の部門といたしまして、遠野市農業委員会が団体の部で、また個人の部で田中ナオ子委員と佐々木恵美子委員が表彰されてございます。

11月10日、農地法等申請締切日でございました。それに基づきまして15日、農地転用等現地確認調査を実施してございます。なお、本日議案として上程している事項でございます。

11月20日、第2回農地専門委員会を開催してございます。これにつきましては本日議案として上程してございます、遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見書決定について、でございまして、その内容について農地専門委員会で協議したところでございます。

11月22日、第2回家族経営協定推進会議。本日協議事項といたしまして、平成29年度(後期)の家族経営協定の推進について協議していただくことになっておりますが、その件について協議したところでございます。

11月22日、第7回運営委員会を開催いたしました。本日の議案につきまして協議をしたところでございます。

そして本日第 105 回総会でございます。総会の後は第1回農業委員会研修会開催の予定でございまして、本日はNOSAI さんからお出でいただきまして、収入保険制度についてご説明いただくことになっております。

11月25日以降の主な行事予定でございます。

11月27日、女性農業委員等登用に向けた市長、市議会議長等要請ということでございまして、これに関しましては、岩手県農業会議ポランの会会長さんが市議会議長及び市長に要請文を手渡すことになってございます。

11月28日から12月8日まで、平成29年12月遠野市議会定例会。

11月28日、第9回遠野市農林水産振興大会。

11月29日から30日、平成29年度農業者年金加入推進セミナー、本県選出国会議員さんとの政策要請懇談会、平成29年度全国農業委員会会長代表者集会ということで、会長が2日間東京に出張予定でございます。

12月11日、農地法等申請締切日。

12月15日、農地転用等現地確認調查。

12月22日、第106回遠野市農業委員会総会、終了後に、岩手県農業委員会大会で 表彰を受けられました方々の表彰受賞祝賀会を開催する予定でございます。

年を越しまして、1月11日から12日、市町村農業委員会会長職務代理者・部会長 等研修会の予定です。

以上でございます。

【報告】

議長

次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出案件は専決処分したので、その内容を事務局長から報告させます。

事務局長

それでは報告第1号についてご説明いたします。議案書1ページから3ページですが、農地法第3条の3第1項の規定により、相続等によって変更取得された17名の方からの届出でございます。本案件につきましては遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定によりまして別紙報告第1号のとおり会長が専決処分いたしまして、届出者に受付書を送付しましたので、同条第3項の規定により本総会に報告するものでございます。

以上でございます。

議 長

ただ今事務局長から報告ありましたことに、質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長

次に、報告第2号、農地専門委員会に付議した事項について報告します。

平成 29 年 11 月 10 日付けで遠野市長から遠野農業振興地域整備計画変更案に係る 意見聴取の通知があり、平成 29 年 11 月 20 日に開催した平成 29 年度第 2 回農地専 門委員会での協議結果について、濱田平八郎農地専門委員長から報告を受けました。

遠野農業振興地域整備計画変更案に係る意見の判断に当たっては、事業概要等を事

務局職員から説明を求め、また、市長部局農振担当者等にも出席をいただいておりましたので、市担当者からも補則説明を受けるなど、説明を聞いた後、現地確認を行って、協議されました。案件は、遠野東工業団地の工場用地として、農業振興地域から除外したいというものでした。

農地専門委員会の協議の結果、変更計画は至当と判断したところであります。 以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて報告といたします。

議 長

次に議案審議に先立ち、注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族若しくは 配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりま すので、審議には退席を願います。

【日程第1】

議

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長

ご異議なしと認め、議事録署名人に24番、濱田平八郎委員、26番、多田和敏委員、 会議書記には事務局、菊池今英次長を指名します。

議長

次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。

農地係長

4ページでございます。第 105 回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。

法第3条、今月計5件、27,538 m²。

利用集積、今月計 17 件、72, 103 ㎡。

法第4条、なし。

法第5条、今月計2件、1,071 mg。

適用外、今月計1件、17 m²。

法第18条第6項、なし。

以上でございます。

【日程第2】

議 長

次に、日程第2、議案第48号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し、直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。

農地係長

6ページでございます。議案第48号、農地法第3条第1項の規定による所有権移 転許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条の規定に より提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。

番号1番、譲受人は独立するため、一戸建て住宅と合わせて農地を譲り受けて新規 就農するものでございます。譲渡人は市外へ転居し離農のため譲り渡すものでござい ます。売買価格は記載のとおりとなってございます。

番号2番、譲受人は以前後継者である子に贈与していましたが、家庭内の問題により子が家を出ることになり、そのような事情からやむなく贈与による所有権を否定しようとする申請があったものでございます。なお、耕作につきましては近所の方に今までも農作業をしていただいていたということであり、今後も高齢ではありますが、経営者として引き続き近所の方に農作業をしていただくとのことで、これまでどおりきちんと管理されていくものと判断されるものであります。

番号3番、譲受人は所有している農地と当申請地を現在耕作しているものであり、 今回規模拡大のため譲り受けるものです。贈与です。

番号4番、譲受人は現在も当申請地を管理しており、譲渡人は遠隔で耕作不便なた

め今回贈与により譲り渡すものであります。

番号5番、後継者である子への生前贈与であります。

以上5件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。 ●●地区担当委員。

18 番委員

15 日、私用がありまして現地確認に立ち会うことができませんでした。すみませんが、事務局の方からお願いします。

議 長

事務局から説明いたさせます。お願いします。

農地係長

15 日に事務局2名と佐々木委員と現地確認をしております。譲渡人は以前県外から転居されて新規就農により遠野市に居住していましたが、今回事情により一関の方に転居されることになったとのことで、一戸建て住宅と農地と合わせて今回譲受人の方が購入するということであります。譲渡人が転居するということで農地を管理される方がいなくなるわけですけれども、譲受人が農地も含めて管理されていくということで、問題ないものと事務局の方では判断いたします。以上です。

議 長

次、●●地区担当委員お願いします。

7 番 委 員

7番です。15 日に現地確認してまいりました。譲渡人と譲受人は遠縁の関係でもあります。譲受人は10年以上前より当該地を含めた所有農地を耕作しております。このまま継続して耕作すると思われますので、何ら問題ないことを報告したいと思います。

議長

次、●●地区担当委員。

15 番委員

15番です。4番の件です。15日に事務局2名、委員2名で3か所確認してまいりました。譲受人と譲渡人は土地続きの隣でございます。事務局からの説明のとおり譲渡人は市内にはおりません。譲受人は譲渡人の農地を以前から維持管理しており、遊休農地防止の観点からも望ましいということで判断しました。ご審議よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

14 番委員

14番です。確認させて下さい。2番の案件です。家庭内の事情があって89歳という高齢の方に生前贈与という説明でありましたが、譲受人の家族構成を教えていただけますか。

農地係長

お答えいたします。家族構成については譲受人とその配偶者、譲受人の子とその配偶者の4人です。

議 長

よろしいですか。

14 番委員

確認です。この方は高齢でございまして、先ほどの説明ではどなたかに農地を管理していただいていたということで、譲受人も管理を委託するということですが、問題は、ご高齢ですから亡くなってしまえば相続ということになります。生前贈与という形ではなく、どなたかに譲渡ということについて、話し合いをなされたのでしょうか。

農地係長

別の方にという相談はしておりません。

14 番委員

問題は、相続のときに、問題があってご長男の方が出て行かれたということですから、今度は相続放棄となった場合にその農地の売り買い、貸し借りが出来なくなるということを案じて質問させていただいたわけですけれども。ご本人が生前贈与という意思ですから、その場合には事務局でも、譲渡しはいかがでしょうかという転用も必要かと思って質問させていただきました。

議 長

他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第48号は、原 案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり「可」と決しました。

【日程第3】

議 長

続きまして、日程第3、議案第49号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。

事務局次長

7ページでございます。議案第49号、農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。遠野市長より遠野市農用地利用集積計画の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものでございます。本議案に係る申請は17件、新規が9件、更新が8件でございます。

- 1番、2番は更新でございます。
- 3番、新規で契約期間が5年、賃貸借権設定でございます。
- 4番、新規で契約期間が10年、賃貸借権設定でございます。
- 5番、新規で契約期間が5年、賃貸借権設定でございます。
- 6番、新規で契約期間が2年、賃貸借権設定でございます。
- 7番、新規で契約期間が2年、使用貸借権設定でございます。
- 8番は更新でございます。
- 9番、新規で契約期間が5年、賃貸借権設定でございます。
- 10番、11番は更新でございます。
- 12番、新規で契約期間が5年、賃貸借権設定でございます。
- 13番は更新でございます。
- 14番、新規で契約期間3年、賃貸借権設定でございます。
- 15番、新規で契約期間10年、賃貸借権設定でございます。
- 16番、17番は更新でございます。

申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりでございますのでご覧ください。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第49号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり「可」と決しました。

【日程第4】

議 長

続いて、日程第4、議案第50号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。

農地係長

10ページでございます。議案第50号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第15条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。

番号1番、農家住宅の建築を目的とする農家住宅用地として転用しようとするものです。申請地は農用地、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。申請者は現在居住の居宅が老築化したため住宅を新築しようとするものであり、現在の居宅に隣接しており、道路に接し、日当たりが良いことから当申請地を適地としたものであり、第2種農地は代替性のない場合に許可できるものであります。事業費につきましては、自己資金と融資により確保する計画であり、金融機関の残高証明書と融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。

番号2番、業務拡大による工場拡張を目的とする鉱工業用地として転用しようとするものです。申請地は農用地、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。申請者は、需要が増加しているため工場を増設するものであり、現工場に隣接し利便性が良いことから当申請地を適地としたものであり、第2種農地は代替性がない場合に許可できるものであります。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。

以上2件、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いするところですが、●●地区担当の現地確認をなされた 25 番、綱木委員が遅れているため、 事務局に説明をいたさせます。

農地係長

15 日に事務局2名と綱木委員で現地確認をしております。申請者の居宅が古くなったことにより新たに建築するというものでございましたけれども、現在の居宅を取り壊して同じ場所に建築することも検討したようですが、日当たりが悪いということで、近接する農地に農家住宅を建築しようとするものです。問題はないものと事務局では判断しました。以上です。

議 長

次に、●●地区担当委員お願いします。

10 番委員

10 番、奥友です。15 日に事務局 2 名と地元委員で現地確認しました。場所は、特徴的なものはないので説明しにくいのですが、■■■■■■を●●●方面に向かって行ったところで、現在有る工場の裏手になります。借受けは会社名になっていますけれども、貸人の兄がこの会社のオーナー社長です。社長の実家が現在の工場裏にある土地を借りて工場を増築したいという要請でございました。特に支障はなかろうということで判断しました。よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長| 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第50号は原案

のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり「可」と決しました。

【日程第5】

議 長 続いて、日程第5、議案第51号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。

農地係長 11ページでございます。議案第51号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、でございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されたので、可否の決定を求めるものでございます。

番号1番、昭和59年に■■■■■■■を建築し宅地として利用していたものです。 建設当時は農地転用許可を要しない事業であり、建設後に地目変更登記をするべきと ころを変更しないまま現在に至ってしまったものです。今回、将来の土地の払い下げ 業務を検討するうえで土地を調査したところ、一部が農地であることが判明したもの であり、昭和21年の農地法の一部改正により農地転用の許可が必要な事業となり、 適用外証明願いが提出されたものでございます。農地法の一部改正による本案件の対 応方法につきましては岩手県農業会議にも確認しておるものです。以上、ご審議よろ しくお願いします。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。 ●●地区担当委員お願いします。

21 番委員 21 番、佐藤です。15 日に事務局 2名と委員 2名で現地を確認しました。場所は●
●方面から■■■■■、最初の信号のところに■■■■がありますが、そこから数 メートルのところです。その■■■横に広い駐車場があるのですが、庭は狭くて地形が三角部分にあります。そこに看板を立てているわけなのですが、その三角部分が、説明のとおり、手続きを怠っていたところになります。何ら支障がないものと見てまいりました。

議 長 ありがとうございました。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

29 番委員 29 番です。教えていただきたいのですが、申請人は●●の●●なのですが、■■
■ということは■■■■■■■■なのですか。ということであれば■■■■の手続き
がまずかったということですか。

農地係長 そのとおりでございます。■の方で地目変更登記をするべきところをしないまま現在に至ったということでございます。

議 長 他はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第51号は、原 案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり「可」と決しました。

【日程第6】

議 長

続いて、日程第6、議案第52号、「遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見 決定について」と上程いたします。事務局に説明をいたさせます。

農地係長

12ページでございます。議案第52号、遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定について、でございます。別資料といたしまして、遠野市長から農業委員会会長宛てに提出されました遠野農業振興地域整備計画変更案についての意見調書を添付してございますので、申請につきましては別資料で説明いたします。

農業振興地域整備計画の見直しは概ね5年ごとに行われ、経済事情の変化、その他 農政の推移に伴いまして、定期見直しまで待つことのできない緊急性、必要性がある と認められる場合に限り変更見直しをできることになっております。その手続きに当 たりましては農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に より、農業委員会などの関係機関で計画変更案に対する検証会を行い、変更計画案に 対して意見を求められるものとなっております。本日お渡ししております資料のとお り、平成29年11月10日付けで遠野市長から遠野農業振興地域整備計画変更案の意 見聴取がありましたので、計画変更案について農地専門委員会で11月20日に協議 し、農地専門委員会では異議なしとして会長に報告してございますが、その内容につ きましてご説明をしたいと思います。

農用地区域からの除外申請1件でございます。それぞれ事業計画地の選定にあたって事業面積を必要最小限に、かつ周辺農地への集団化、効率化に与える影響を考慮した結果、農用地区域以外に代替すべき土地がなかったため申請地への事業を計画しているものです。

別添の資料をご覧ください。事業計画者は遠野市中央通り9番1号、遠野市長本田敏秋。事業目的は、■■■■■の立地企業より現在の近接地で新たに30.4haの農地取得の申出があり、遠野市として遠野市総合計画において重要施策と位置づけ、雇用確保、産業振興人口減少対策、地域経済への活性化を図るため、現在の■■■■■の西側及び東側の拡張整備を実施しようとするものです。現在の工場の隣接地に新たに工場用地を確保し整備する施設がなければ、生産ラインが分散され、生産効率、作業効率、稼働率など非効率的なものとなることから、現在の工場の隣接地の地域から農用地区域からの除外が申請されました。全体事業計画の拡張面積は西地区16.6ha、東地区13.8ha、合計30.4haです。全体事業計画の拡張面積のうち除外申請面積は、西地区16.6haのうち96,440㎡、東地区13.8haのうち91,723㎡、合計の除外申請面積188,163㎡です。事業内容は工業団地拡張に伴う土地造成となっております。第1種農地と判断されますが、農業従事者の就業機会の増大に寄与するケースとして例外的に許可できるものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いします。

議 長

暫時休憩いたします。

(休憩中)

議 長

会議を再開いたします。これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

14 番委員

農業振興地域整備計画変更案については、私は異を唱える者ではありませんし、農地専門委員会で「至当」と判断され上程されております。確認したいことがありますので質問させていただきます。確か、農業振興地域整備計画の見直しが、定期が5年に1度、緊急性を有するものは随時というのもあるわけですが、変更の定期見直しが今年度というように私は理解しておりましたが、その辺はいかがでしょうか。

農地係長

お答えいたします。当初、今年度定期見直しになっていたようなのですけれども、今回の■■■■に係る除外は今年度中に行われないとなると平成32年度の造成土地完了を予定していたものが市の方でスケジュール的に間に合わないということで、■■■■■の随時での除外後に定期見直しの方は進めるということで、市の方から説

明を受けております。

議 長

その他ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第52号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり「可」と決しました。 暫時休憩いたします。

(休憩中)

【協議事項】

議 長

次に、協議第1号、「平成29年度(後期)の家族経営協定の推進について」を協議 いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。

事務局次長

資料は、協議1、平成29年度(後期)の家族経営協定の推進について、という資料です。

まず、平成29年度の目標ですが、各地区1世帯で新規11世帯でした。10月末の 状況でございますが、新規が6世帯、締結済み4件作成中2件で、更新が2世帯となってございます。地区別推進状況ということで表にしております。この空白部分について後期推進していただきたいと思います。

(3)に、推進活動として記載してございます。

スケジュールでございますが、12月28日までに協定締結ができる経営体の選定等進めまして、1月に協定締結、2月には実績報告というように設定してございます。 ご協力お願いいたします。以上でございます。

議 長

説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。協議第1号「平成29年度(後期)の家族経営協定の推進について」は提案のとおりとすることといたします。

【その他】

議 長

その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長

事務局からありませんか。

事務局次長

本日の配布資料についてご説明いたします。4点ございます。

1つ目は平成29年度農地の日の活動報告としてまとめた資料でございます。1番は活動実績としてまとめてございまして、(1)がパレードを行った内容です。(2)は12月1日から8日まで各地区で行いました農地相談会の内容をまとめてございます。この期間中の相談件数合計は11件、綾織1件、附馬牛4件、松崎2件、土淵3件、宮守1件となっております。初の試みとして、農地の出し手の希望をまとめることができました。30年3月から農地専門委員会の新体制になることから、引き継ぎと地域との関わりと保つということで、対応していただいた委員さんから意見をいた

だきました。今回は無という会場もございましたので、次回以降の開催方法につきましては検討することもあるということでまとめてございます。資料裏の方に地区ごとの相談内容等まとめてございますのでご覧いただきたいと思います。

2つ目でございます。農地パトロール後の遊休農地利用意向調査、非農地判断の提出書等、委員の皆様から貸していただきたいとお話がありましたので、その資料を用意しましたのでご活用いただきたいと思います。市内の方には委員の皆様からお渡しいただきたいと思います。市外の方には送付いたしました。地区ごとにまとめてお渡ししております。

3つ目でございますけれども、毎月でありますが活動報告書でございます。提出が遅れている方もおりますので、この後まとめる関係もございますので、ご提出の方お願いいたします。

4つ目でございますが、2018 年版の手帳を互助会費で購入しましたので配布いた しました。ご活用お願いいたします。

農業委員会大会で皆様にアンケートを、本日いただければと代表の方にはお席に配らせていただきましたので、提出いただければと思います。

以上でございます。

議 長

事務局、他ございませんか。

農地係長

農業者年金の加入推進について、でございます。

取組方針ということで、加入推進月間ということで平成29年7月から8月、今回12月から2月となっておりますので、推進の方よろしくお願いします。

2枚目に、平成28年度実績、平成29年度10月末現在の他市町村等の状況等掲載してございます。平成28年度の遠野市におきましては新規加入者3名、土淵、宮守、上郷で新規、小友町で再加入いただきました。平成29年度は、当初目標4名に28年度の未達成分足して、5名としております。28年度の未達成分足しておりますので若干違う数字になっている可能性ありますけれども、遠野市の方で示されております5名ということで、現在松崎町からの1名となっております。訪問や電話で加入推進の実績があった場合、来年の2月の総会までに提出いただきたいのですが、随時事務局に提出お願いいたします。

以上、よろしくお願いします。

事務局長

議案提案前にお話すれば良かったのですが、議案第52号で提案いたしました遠野 農業振興地域整備計画変更案と添付書類ですが、この内容について企業名が出ており ますが、担当課の方ではまだ正式な協定に至ってないということで、協議終了後回収 していただきたいということでしたので、総会終了後に回収いたしますのでお願いい たします。大変申し訳ございません。

9 番 委 員

教えて欲しいことがあるのですが、今、■■■■の■■建設の予定があるようですけれども、その関係の転用等申請の記憶がないのですが、転用許可はどうなっているのですか。

農地係長

■■■■裏の■■建築について、でございますけれども、以前に転用申請の問い合わせが事務局にありまして、平成14年に知事から許可が出ていたものでございます。会社の事情により一部中断されていたものでしたが、こちらでも確認いたしまして、当時期間延長すべきであったと思うのですが、許可書は有効でございますので、現在着手されているものでございます。

議長

その他ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

		【閉会】
議	長	以上をもって、第 105 回遠野市農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。
		午後 3 時 20 分閉会
		一个孩子时 20 分闭云
		署名
		遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。
		平成 年 月 日
		遠 野 市 農 業 委 員 番
		番
		遠野市農業委員会会長